

第7回鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会（議事概要）

日時：平成30年11月25日（日）

13時30分～15時30分

出席者【敬称略】

委員：田中（委員長）、森、佐藤、近藤、河村

鳴門市：三木（政策監）、来島（事業推進監）、工、梶原、藤田

1 開会

田中委員長より挨拶があった。

2 議題

（1） 前回会議以降の協議結果等について

（資料1について事務局より説明。）

委員長 資料1の説明について、質問、意見があれば。説明の中で、素案に盛り込まれている点もあった。次での議論としていいか。

（委員からの異議なし）

引き続き、基本計画(素案)について、説明をお願いします。

（2） 基本計画（素案）について

（資料2・3について事務局より説明。）

委員 今、説明のあった資料2、46ページ。言葉の問題だが、4段落目、『その中で』という、検討の経緯の部分である。そこで、『県内の大学職員』と書いてある。広義で言えば職員だが、私たちから言うと、教職員かと思う。または削ってしまい、平成30年度には各分野の専門家等で、としてもいいと思う。この部分の修正を検討してほしい。

49ページ。今後の進め方について、設計の品質管理、進捗管理、コスト管理を確実に行うという部分だが、ここは慎重かつかなり厳しい目で見えていかないといけないと考えている。お金がないので品質を落とすといったことは当然考えられない。今後、コストについてはどんどん高くなっていく。今、予算がないから、公共事業の進捗は徐々に遅れている部分がかかなり多くなっている。今計算している、積み上げているコストで大丈夫なのか、もう一度確認してほしい。あとは、そのコストの中でいかに、どの部分をどのように絞っていくかについても検討を進める必要があると思う。

最後に、行政組織別職員数のところで、人口減少によって職員数がどうなるかという話もあった。当然、人口減少によって職員数が、どちらかといえば減っていく傾向は、鳴門市だけではなく全国的にあると思う。あとは ICT 技術の進展もあるので、その中で、職員数も当然減っていく。加えて、このような紙ベースの資料がデジタル化され、そこに必要となる面積分が必要ではなくなるという部分も、検討の際にしっかりと考える必要があると思った。

事務局 デジタル化については、現在調査を進めている。文書や物品がどの程度の量か、他団体の状況も比較した上で、どの程度減らせるのかということについて、試算を行うことを考えている。ペーパーレス化も視野に、紙媒体にかかる面積を削れば、その分庁舎の面積も削れるのではないかということもあるので、そこについては検討した上で、行っていきたいと考えている。

委員長 46 ページの文言修正については、事務局にらせていただいてもよい。検討してまたチェックしていただく。

委員 43 ページの事業スケジュールだが、従来方式、DB1、DB2 方式と、スケジュールが変わってきた。基本設計の部分、2019 年、DB1 の場合、これは何か月程度か。この基本設計の期間で本当にできるということが適正か、疑問に思う。それと、実施設計、工事が一緒に含まれているが、補助金を取るために平成 32 年度までに着工する必要があるということなので、ここを明確にしておかないと、実施設計にこれだけかかったので着工が遅れたでは話にならない。その辺りはどのように考えているか。

基本設計の部分に関して、前回も私はコンペという話をした。プロポーザル方式でも構わないが、そこを行うのか、行わないのかという議論はまだされていない。そこもしっかり、どのようにしていくのか、基本計画の中に入れていたいと思う。資料編にアンケートを付けてもらったが、今回の検討委員会の、第 1 回から、本日第 7 回までの議事録も添付してほしい。今までの議事録が出てきておらず、疑問に思っていた。ホームページも、見ると工事中になっている。これは市民に対して不親切だと感じた。

今回訂正を加えた部分ではないが、資料には、防災に対して、屋外の広場の話等も詳しく書いているのか。他に、駐車場は平置き、青空なのか、自走式で 2 段、3 段にするのか、委員のほうからバスを乗り入れるという話もあった。タクシー乗り場も必ず必要になると思う。そのような細かいことが抜け落ちているのではないか。このままいくと、本当に基本設計する設計者に任せる状態になると思う。

本来、住宅等を設計してもらう場合は、今回は市が施主になるが、もっと施主の希望を言ってもいいと思う。当初から、どこまでこれを入れ込むかという話はしていたが、大丈夫かと不安に思っている。もう少し入れるべきではないか。

事務局 まずスケジュール。DB1の基本設計のスケジュールについて、今は8カ月から9カ月をめどとして書いている。複数社にヒアリングをして、この形が最短のスケジュールと考えて書いている。平成32年度に工事着工という部分が入っているのかという質問だが、今、マスタースケジュールを組みながら、そこは守りたいということで発注仕様書等を作ろうと考えている。

コンペ方式等の話だが、競争の中でよりよいものを選ぶことについては、そのとおりだと考えている。それがコンペ方式なのか、プロポーザル方式なのか、総合評価方式なのかということについては、検討はしていく。どちらにせよ、お金だけで何かを決めるのではない。

議事録は、作業が遅れていて申し訳ない。一つの振り返りとして、会議資料で、前回このような形で振り返っているという内容の概要を付けている。議事録は早急に整理して、委員の皆様を確認してもらいたいと思う。

防災広場については、例えば13ページ、『具体的な対策』で、災害時に防災広場となる庁舎前広場都市緑地の配置についても検討すると書いている。これが小さいとは思う。これは可能なもので、このサイズで考えてほしいと思う。

バスの利便については、確かに書けていない。タクシー乗り場については、他の自治体と見たときに、そこが基本機能の延長なのかという部分について、細かく基本的なことを書いてある事例があまりなかったもので、抜けていた部分がある。タクシー乗り場については検討する。

駐車場は、入り口の概念にとどめているのが現状である。市民アンケート等に、分断することなくまとまった駐車場整備を図ってほしい、市役所の駐車場から出るときに少し怖いという意見が多くあったため、道に出ることにも配慮したつくりを検討するという、入り口の部分である。その配置計画やかさ上げ、2段にするのか等も含めて、設計のほうで細かく検討したいと思う。

委員 自走式も可能だという言葉も。

事務局 自走式とは、立体駐車場か。

委員 そう。タワーではなく、自分の車で2階へ上がる、普通の駐車場である。

事務局 そこは検討したいと思う。

事務局 現在見てもらうと、駐車場面積は、市民が求める広さには十分足りている。あとは、有効利用を図るために、駐車場以外で有効な施設を、基本設計と並行して、将来を見越してゾーニングを高めていく。その中で、駐車場はもっと集約したほうが他の利用目的が図れるという段階になれば、立体駐車場も考える。それ以外ではやはり、高齢者対策やエレベーター等の問題も出るので避けたいと考えている。

公共交通は、徳島バスに頼んでいる部分もある。そこでの協議が済んでいない関係で、必ず市役所の中まで乗り入れできるとは言いきれない。ただ、市民の声からも、特に高齢者が今、通り面の道の向こうの人は、市役所まで遠いという意見がある。そこは検討することになっている。

それと、タクシーの待合所だが、現在1台もタクシーが止まっていない。需要の関係からそうなっていると思うが、新たに庁舎ができれば、必要な対応もしていきたいと思う。

委員 基本計画に、そのようなことを検討するということを入れておかないと、基本設計で検討しないのでは。

事務局 これに書かれていないものは検討しないという意味ではない。少なくとも、基本計画の考え方に沿う部分、例えば高齢者に優しい等、市バス以外のものも多くある。それは色々な角度から、今後、各種団体にも細かい意見聴取をしていくつもりである。その中で、意見をいただいたものは反映する。その考え方は少なくとも、五つの基本方針や、個別の施設機能の中で、大まかなところは、大小あるが、うたえているのではないか。

ただ、具体的な方策については、まだペンディングの部分があるので、それは基本設計で検討するというのが、大体、基本計画の対応とされているところだと思う。

委員 私は、基本計画から基本設計に移って、それを把握してきちんと設計ができるか、そのようなものをきちんとここに、基本計画として入っているかどうかを気にしている。今、バスのことが抜け落ちていたが、この『抜け落ちました』が非常に大切なことで、それがあってはいけないと思っている。

事務局 抜け落ちているのではなく、その部分は基本設計に委ねるということである。ある部分だけをそこまで具体的に書くことはできない。先程言ったように、バス停をつくりたいといっても、そこは了解してくれるかどうか分からない。

委員 しなさいではなく、検討するという文面を入れてほしいと思う。バスの乗り入れも検討するという言葉を書いてほしいと思っている。

事務局 了解した。

委員 交通弱者が、としたほうがいいのではないか。

委員 そのような文を入れてほしい。それと、先程のプロポーザル方式の件だが、この場では決定できないのか。

事務局 DB1 という従来方式は、市の入札の形だが、実際にそれを総合評価方式にするかプロポーザル方式にするかということは、最終的には市で決める。ここで方式を決めてしまうと、基本設計もない、専門家にも発注していない段階で、先に決めることになり、よくないと考えている。

ただ、今はっきりしていることは、単なる価格競争ではなく、総合評価方式かプロポーザル方式か、そういうものと、JV や DB 等の組み合わせによって、どのような形になるかということは、最後に CM、コンストラクション・マネジメント業務、これもこの度の予算で出しているが、我々技術職員だけで補えない部分、発注者側に立った、最近はそのようなところで成果を挙げているという CM の導入も含め、それらと十分検討した中で、基本設計で、請け負う業者と話をしていきたいと考えている。

委員 基本計画なので、ここの指針に従って、どう進めていくという内容だと私は理解している。議事録についても、載せてはどうかという意見があったが、公共計画等には議事録はなかなか載せないものだと思うので、議事録はしっかりと作成してもらい、市民に公開することは、当然いち早く行動してもらう必要があると思う。しかし、この基本計画の中に、資料等として議事録を付ける必要はないと思う。委員会があって、委員の名簿程度であれば載っている場合もあるが、議事録までは、私は必要ないと考えている。

委員 私は世田谷の新庁舎について、これらを見たが、議事録が載っていた。透明だと思った。ここまでされると、隠された部分もなく、透明性があると考えて発言した。

委員 私はどちらかというとな必要ないと考えている。

委員 今、素案としていただいている資料 2 が、この委員会によって検討し尽くされて、アウトプットとしてある。基本計画とは何かというのは、今回、2 ページに丁寧に書いてもらった。『今後の基本設計や実施設計を行う際を守るべき条件を示すもの』である。事務局の話では、これは全てではないけれども、守るべきものだという事である。その他にも守るべきものはあると理解するものだと思う。では基本計画で何をするのかというと、この二重線で囲っているところである。これを、この後基本設計に引き継ぐと理解した。ここまでは整理できたと思う。

基本計画検討委員会では、この計画書を検討し尽くさなければいけない、理解して、皆さんで問題なしというところまで行き着く必要があるといったときに、まだ理解できていない部分が幾つか残っていると思う。先程の委員の混乱は、私も同じだが、次の基本設計は何によって行われるのか、何を前提に行われるのか分からないことが原因である。基本計画は一つの前提ではあるということだが、他にもあるということ。先程の、バスの乗り入れやタクシー、駐車場が 2 階なのか 1 階なのか、これらは利用する市民の数を条件として基本計画に出し、基本計画はそれをひも解いて、1 階なのか、立体駐車場なのか等を検討していくとなると、基本計画以外には何をもち基本設計のほうに引き継ぐのかを教えてください。

事務局 基本的に、基本計画がベースであることは間違いない。

委員 今、恐らくそれ以外を示してもらわないと、どこまで意見を言う必要があるのか、それは他のところで示されているから、基本計画に載せなくていいという線引きが必要である。そうしないと、議論が終わらない。どこまで検討を尽くせばいいのか、検討しなくていいのかということを知りたいので、他にどのような資料を基本設計側に示すのかということが分かると、基本計画の示す範囲が分かってくる。

事務局 基本的には、委員から話があった、バスの件について、載せるかどうか検討はするが、実際には外部との調整もあるので、書けていない部分がある。そういった部分も含めて、書けるものはここに書いて、庁内で設計業者と検討する中で出てくるものを書くと思っている。先程も言ったが、基本機能の延長である部分については、ここに書く必要があると思う。

委員 基本機能は何で定義しているか。

事務局 タクシーの乗り場が書いていないということ。

委員 それ以外にも、この中に書かれていないことは多くある。

事務局 今回の庁舎になくて、このような部分について配慮する必要があるという、特筆するような部分については書くべきであると考えている。それ以外について、どこまで提案の採用を制限するかという部分がある。

委員 今はペンディングにしてもらったほうがいいかもしれない。恐らく皆様できちんと話し合ってから回答したほうがいいと思う。この委員会の位置付けに、大変関わってくる。どこまでがこの委員会に求められていて、どこまで入れる必要があるか。

事務局 基本計画検討委員会の位置付けから説明する。これは多くの市民の声を聞くためのアンケート調査や市民会議、それと、我々ではなく大所高所から、市民以外、皆様方を含め、各分野から、素案について意見をいただく場所です。基本計画そのものを、この検討委員会で最後まで完成することは、7回や8回ではとても無理だと思っています。

ですから、基本計画に書くべき機能の項目の中で、どうしてもこのような案件について検討する必要があるのかを考える。例えば、タクシーでなく、デマンドバス等色々な方法がある。その一つを検討するのではなく、先程委員が言いましたが、加筆修正するとしても、高齢者、障害者にとって公共交通の利用がしやすいような検討をする等とする。市役所の中に入れる場合、市役所の外で対応する場合、色々なケースがある。そうしたものを、高齢者に配慮するよなという部分で表す。

例えば公共交通機関に一つも触れられていない場合、これは足すが、具体的にその中のどの方法をチョイスするかということについては、ここでは検討しない。かさ上げの部分もそうである。意見をもらい、プロティ化等の意見も出た。そこにある答えは、高齢者、障害者にとって、かさ上げとの比較をどのように考えていくのか、それについてはかさ上げありきではないのではないかという意見である。

それも含めて基本設計の中で答えを出していくという、考え方の大きな五つの基本方針と、その小見出しの部分、そしてその中に記載されている趣旨の中で、これまで指摘をいただいた。委員からはソフト面の、バリアフリー的なものが必要なのではないかという意見も出た。具体的なものではなく、考え方の整理として

の部分は、意見をもらえば入れることができるが、それ以上のものは、今後、より良いものにするためには詳細設計に委ねるとというのが現実的である。そこまで基本設計を、この基本計画で拘束することには疑問がある。

意見をもらって、ある一定の方向性までということだが、我々としては、委員の皆様の中で、どこまでどのように整理して、意見の集約にしようかと判断してもらうしかない。例えば、漏れなく書けているかと聞かれると、入っていない部分も正直言うと、あるかもしれない。気付いていない部分である。その気付いていない部分で、今後も含めて指摘をいただければ、その意見は当然、この委員会で議論する。結果、基本計画に反映されないものであったとしても、我々は振り返り、その提案が今後生かせる部分があれば、それも取り込む。全ての意見集約はした中で、今後それを具体的に、基本設計の中でより良く、基本設計者に、どのように我々の意図を伝えるかという作業になると思う。

ここで全ての項目について検討はしない。ある程度、考え方、概念の中で、欠けている部分については、文言修正は可能である。具体的に、あらゆる分野でということになると、バランスの問題もある。前回言ったように、『します』と『検討します』という二つの使い分けもある。

先程の委員の意見は、バスやタクシー等、公共交通についての利便性を高めることを、庁舎整理の中で考えていくという形であればいいのだが、具体的に、プロポーザル方式等、そのような分野まではここで当然決められない。決めるべきものでもないと思う。意見集約だけは行い、一定の時間内で結論を出していただかざるを得ないと考えている。この基本計画委員会で、我々は意見を聞き、我々が最終基本計画案を完成させるという流れの中の位置付けであるということをご理解いただきたい。

委員 今、事務局は、基本設計をしていく中で、鳴門市が何を考え、どのようなものが欲しいのかという意図を伝えていく、そして基本設計を仕上げていくと言った。意図を伝えるものは、これ以外にもあるということではないのか。では、これ以外に基本設計をつくっていく、つまり基本設計者が設計をするために必要な図書やヒアリングする内容、どのように進めていくのかというものは、これ以外にどのようなものがあるのかというのが、先程した質問である。

事務局 ハードのことだが、一例を挙げると、先程の庁舎の図では、ある一部分、防災性や周辺の道路の整備も併せて考えたいと思っている。

委員 具体的には分かるが、個別の話ではない。全体的には、今の一例等色々なものがあるが、それは他にどのようにまとめているのか。これ以外の意図は他にも色々

あるのか。

事務局 これは、決定事項ではない。ただ、検討してもらう事項はある。それは意図を伝えるということで、例えば庁舎の道の拡幅ができたのではないかと考えている。道路幅が少ないので、今、ここの議論は、基本的には現在地だけのゾーニングだが、よりよくする必要がある。例えば防災、緊急道路として、表の幅は十分あるが、裏は車がすれ違えない。なので、庁舎を解体整備するときに道路拡幅を行う等、ゾーニングで言えばそのようなこともあると思う。

各階の行政機能は大まかに示している。だが、その意図を伝えた中で、議会機能は5階辺りを想定しているが、設計者が場合によっては、そのような考えであれば3階や1階等ではどうかと言うかもしれない。一般的にはこう考えるという中で5階にしたが、詳細設計をすれば、議会が一番市民から遠い5階にあるのはよくないのではないかという意見が出て、詳細設計の中では変更するかもしれない。敷地面積から考えると、1万2000平米を最大と考え、5階程度を想定し、1階、2階部分は窓口機能で3階が行政機能、通常であれば1階にある年金設備システムは、浸水の問題があり3階へ上げ、一番距離のある議会が5階となっている。それを、私たちが意図を伝える中で、この配置の議会が必ずしも5階になるとは考えられない場合がある。

なので、基本設計者と我々の中で、鳴門市の意見を最大限に考えるのであれば、このような提案があるということを知ってもらう。例えば基本設計においても、単純に、いわゆる入札価格方式ではなく、当然提案を含めて出てくる。委員の質問にびたりと来る答えを持ってはいない。ここに議論されていない、中に入っているけれども、これに加えてさらにこうした方がいいのではないかということはこれ以外にもあるのではないか、その数を今並べると言われても不可能だが、詳細設定を進める中で、当然出てくる。その際は、この基本計画のおおむねの考え方から外れない中で、どのような方法があるのかというのを、詳細設定の中で考えていくことになると思う。

委員 例えば防災機能に関して、入れなければいけないものは多くあるが、基本計画ということで、大枠、大きく網を掛けている程度の内容にしている。では例えば、3章の基本理念にある『鳴門らしい庁舎』、今回、『鳴門らしい』という文言を基本方針3に入れたが、鳴門らしいということ、基本設計者はどのように理解するのか。鳴門らしいということ、先程の言葉であれば、意図をもう一度どこかで伝えなくてはいけない。鳴門らしさを伝えないと、鳴門らしい、基本理念にある庁舎ができない。その鳴門らしさはどのようなものをもって示すのか。

事務局 二つあると思う。ハードの部分と、ソフトの部分。ハードの部分で言えば、なる程、これが鳴門市の庁舎だと、単純に言えば、うずのデザイン等があり、なぜうずなのか、鳴門市だからだというような外形的な部分がある。しかし、ここで言う、基本理念の鳴門らしさというのは、それが主ではないと考えている。それも捉える人による。アンケートを見れば、パッと見てそれが鳴門の建物だ、鳴門市にふさわしい外観をしていると捉えられるものも、鳴門らしさの一つである。ソフトの部分で、徹底的に高齢者や障害者に優しい庁舎にするということもある。例えば防災に関して、あらゆる他の所に負けない考え方等を、話し合いの中でどのように実現するのかということである。ただ防災と、高齢者等に優しいということは、ある面は共通しますが、ある面は相反する。それらを伝え、最終的に鳴門らしさは我々が決めるのではなく、市民の評価に委ねるべきだと思う。少なくとも、このような考え方でこのように造ったという設計の意図の下で当然進めていく。その時点で、どれだけ声を受け、理解してもらいながら進めていくかが重要である。ですから、市民にとってという鳴門らしさもあるでしょうし、外形的に、これは鳴門の町だという鳴門らしさもあると思う。その辺りを総合的に、どうすれば実現できるのかという提案を、例えばプロポーザル方式等をもらいながら、我々の考えている部分を今後整理していく中で、マッチングするものを考えていきたいと思う。具体的には、親しみのある、市民が来やすい、高齢者にとってという辺りを、どれだけ機能面で充実させていくかということは、一番のポイントだと思う。

委員 今、事務局はここでも「伝える」と言った。伝えるというのは、伝えるときに、今のように言葉で、新しい基本設計をする設計者に語り掛けるということか。図書等はないのか。

事務局 成果の図書ではなく、そう考えてもらえる資料提供は必要だと思う。調査結果を示すもの等。

委員 それはどのような資料か。

事務局 それはあらゆる分野にあって、ここに今提示していないものもある。

委員 これ以外にも、基本設計をする資料が他にもあるということか。

事務局 今、基本計画を行っているが、当然、我々は基本設計をにらんだ、土地の資料収集もしている。

委 員 別の資料があるのか。

事 務 局 当然、ここに載せていない、基本設計に使うような資料は、並行して収集している。その一つを、本日追加で出した。執務環境調査というものは別に上がってくるが、それは業者が行うものであり、全て従うわけにはいかないの、我々はこのような資料を元に、このように考えているというものを戦わせた中で、業者が出したものの確認をし、信憑性を問うていかないと、業者がこの面積で大丈夫と言いきっても、そうですかというわけにはいかない。

そのようなやりとりの中で、結局、施設規模についてももっと検討するし、我々の内部資料の中で、私たちはこう考えるがどうかということは、細かい資料を提示して説明していかないと、先程言ったように、私が口だけでいくら言っても、それは思いだけである。実際はそのような資料をどれだけ細かく集めて伝えられるかということ、それも一つの成果につながる中身だとは思う。

委 員 資料があるということ。

事 務 局 今、確実に言えることとして、鳴門市庁舎計画は、これだけではなく、総合計画、総合戦略に基づいて行っていく、都市計画マスタープラン、地域防災計画、障害者福祉計画、環境プラン等、色々な各分野の計画がある。そちらについては、仕様書等の中で、関連計画として示した上で、それらが含まれたもの、特にここについては特別に明記しておかないと、提案によって出てこないこともあり得るのではないかという部分について、基本計画として取りまとめるという形で整理したいと思っている。

委 員 漏れている心配があると、先程委員から指摘があった。漏れているところは、実はここに書かれていなくても、他の資料が補完している、あるいはこれの上位の、地域防災計画やマスタープランのようなものに準じてこれがあるので、そちらがあるから大丈夫だというようなコメントをしてもらえると、我々としては非常に楽なのだが、それを言ってもらえないので、どうすればいいのかと思った。

事 務 局 他の計画との整合性は、庁内会議も含め、庁内の関係課とも共有しながら進めていきたいと考えている。基本的に、根底にあるのは5ページ、6ページに書いてある基本理念、基本方針の実現について、設計業者を含め、一体で行っていきたいという思いである。その中で、どこまで一つ一つ書く必要があるかという線引きは難しいと思う。具体的な資料等の話になると厳しいので、ここについては書

いておかないと、提案漏れがあるのではないかという部分については、きっちり  
思いとして、書く必要があるという部分を整理したものという認識である。

委 員 今の資料の中で、鳴門らしさはどこに書いてあるのか。

事 務 局 鳴門市のまちづくりの根底、根本になるところは、総合計画というものを掲げて  
いる。それだけではない、今後の鳴門市のまちづくりについて、総合戦略を掲げ  
ている。自治基本条例もある。そういったものを根底に置いた上で、基本理念、  
基本方針の実現に向けて進めたいと考えている。それを、事業者にも資料等で示  
しながら、協議もして、実施伝達を鳴門市の職員も必ず行うが、コンストラクシ  
ョン・マネジメント、事業者等も通じながら、できることを行っていきたい。

委 員 了解した。基本計画の中に入らないものは、例えば鳴門らしさでいうと、今言われた  
三つの関連資料を総合的に読み解くと、鳴門らしさというものを基本設計者が  
理解できる、あるいは先程の高齢者や交通弱者に対する交通の配慮等、あるいは  
バリアフリー等に対する配慮は、鳴門市の他の関連資料の中にきちんと盛り込  
まれており、ここに細かく書く必要は特にないということか。

事 務 局 基本計画の中身は、次の基本設計で検討するが、基本設計でやはり、基本計画で  
考えたことよりもっといいことができると思う。そのようなものを  
排除したくないので、柔軟性を持たせた書き方ができることが一番いいと思  
っている。検討したくないから入れたくないのではなく、基本計画で書き過ぎて  
しまうことによって、もっといいことができた、もしくはやろうと思ったけれど、  
やはりできなかったような部分に、柔軟に対応できるように考えていきたい。

委 員 長 私は大学の人間なので、外の話があっても、最終的に大学が決めることに従う。  
検討委員会で基本計画を立てたことに関しては、委員が言ったように、市役所  
中の最終決定機関で、私たちの意見を踏まえ、ある一定の根拠を持った資料も使  
い、いい部分は取ってもらえるし、足りない部分は補填してもらおうという形で当  
然進めてもらう。基本計画検討委員会の回答が全てであるということでは私は委  
員を引き受けたわけではない。当初、5回で決めなければいけないということな  
ので、本当に大づかみな理念や理想、このようになったらいいという部分を決め  
るということにしないと、一つずつ全て詰めていくとなると、委員が言ったよう  
に、どこまで責任を持って詰めていかないといけないのかということになる。  
無責任な発言をしているわけではないが、大づかみで、このようなことに関して、  
市には当然市議会もあるし、市の中で決めてもらう。全てを盛り込むとなると、

何十回やってもきりがつかない。それで委員も、どこまでこの委員会で行う必要があるのかと聞いたのだと思う。本当は、どこまで行う必要があるのかということは、この委員会である程度決めるべきものなのかもしれない。どこまで要求されているかというのは、私が委員長として今までずっとまとめきれなかったことについては反省している。私も、基本計画の基本は、どこまでが守備範囲なのかということに関しては、非常にしんどいところがあった。

先程も冒頭の挨拶で言ったが、パブリックコメントも1カ月設定したいと思っている。基本計画の中の議論は今日集約する。委員から、今、貴重な発言をいただいたが、私としても、事務局から返事があったとおり、私達から投げ掛けている基本計画について、十分咀嚼をしてもらう体制を持っているということが確認できた。この中で、まだ時間はありますからさらに議論を詰めていくが、最終的には、そこを反映した形で基本設計に入ってもらいたいと、取りあえず今の議論に関してはまとめたいと思う。

委員 詳細設計と基本設計の中で考えていくと言っているが、誰がそれを評価するのか。資料を基に、設計者が考えていく。その際、鳴門らしい提案が出たとして、誰がそれを基本設計の中で評価するのか。

事務局 49 ページに『設計の内容等、各事業段階において新庁舎建設事業の進捗状況を市民に適切に情報開示することで』と書いたが、市民への説明、議会を通じた説明、やはりパブリックコメントも考える。しかし、現時点で何らかの、庁内会議以外の会議を立ち上げる予定はない。

委員 例えばプロポーザル方式にした場合、何社か来たとして、色々な案が出てくるので、どれが一番いいのかという評価をする機関があってもいいのではないか。

事務局 その件に関しては、今この場で答えられないので、検討する。

委員 そのようなものがないのであれば、今のところはどうなる予定か。

事務局 プロポーザル方式や総合評価方式になると、我々職員も一部は入るが、例えばプロポーザル審査会を設け、何人かの構成で行う。そのときに、技術的な部分もあるし、色々なまちづくりのことも入るので、プロポーザル等の選定をするための審査会は開く。

基本設計等の中身については、当然情報開示は行い、それに対して市民の意見も寄せられると思う。しかし、最終的には基本計画、基本設計に基づいて、我々が

予算を通じたの議会で、このようなことを行いますという説明をして、予算が通れば、あとは我々の責任でその評価を行う。例えば、鳴門らしさと言ったが、鳴門らしさがこのようなものかという意見も、見方によってはあるかもしれない。それは我々が負うしかない。

委員 そこで、いまいちだと判断しても OK を出すのか。

事務局 情報開示は行っても、行う作業の中を、特定の人でチェック等はしない。意見を色々言われても、最終的にはその意見を取り入れるか取り入れないかということは、理事者が判断し、その結果の責任を負う。例えば事業費が減った、増えた、機能の検討する、と言ったが、なぜこれは採用されていないのか等、それらも我々が負う。その進行の中身を全て網羅して評価をしてもらい、チェックを掛ける機関はない。

委員 今回の新庁舎は、8 カ月、9 カ月をかけて基本設計が進んでいく中で、その間、どんどん打ち合わせをしていく状態なのか。どの課と打ち合わせをするのか。総務課か。建築課も入るか。

事務局 入る。

委員 29 ページ、耐震診断、建物の施設の評価を見ている。耐震性能の部分で、本庁舎であれば 0.47 等記載があるが、耐震診断が未実施のもので、あり、なしの二つがある。これはどのような基準で、あり、なしが付けられているのか。

事務局 基本的には、新耐震基準に基づいているかどうかという部分で、あり、なしを書いている。

委員 昭和 56 年ということか。

事務局 そう。昭和 56 年以前か、以後かで区分している。

委員 昭和 56 年以後なら新耐震基準ということか。了解した。

委員 昭和 56 年というのは、築年数でなく、設計の期間ではないか。その判断をするのであれば。

委員 これは築年数なので、この年にできたということか。

委員 この昭和 56 年以前、以降というのは、設計の段階ではないか。

事務局 微妙だが、施工はほぼ 1 年前に告示があり、何年何月から新耐震基準により設計施工になると。それが既に 1 年前に、そのような改正があるときに、それ以前の設計でも、新耐震基準に沿って建てたものもある。なので、後年でも基準に沿っているものがある。

委員 昭和 56 年は必ず超えている。

事務局 そう。既に 1 年前に施工されて、基準を見越して造ったものは、昭和 55 年の設計でもいけたものもある。

委員 増田氏の建築は、いけるものが多くある。なので、この基準で合っているかという問題はあるが、昭和 56 年を基準に判断しているのであれば、書類としては大丈夫だと思う。

委員長 では欠席委員からの意見について、事務局から説明、あるいは委員のかたがたから、意見があればお願いします。

(事務局から委員資料の説明)

委員 現在、443 人である。本庁舎に入っている方は実際には何人ですか。色々な所から集めて 443 人という数字が出ていると思うが、外部の衛生センター等、今は本庁舎にいない方もいるという話ではなかったか。443 人に加えて、外部にも人がいるということか。

委員長 行政組織別職員数の状況の一番下の、新庁舎関係で入る方が 443 名。外回りの仕事をしている人が 447 名という説明だった。

委員 全部で 900 人程いるのか。443 人から、今後減らそうという計画はないのか。

事務局 ある。

委員 その辺りは示しているか。

事務局 これは総職員数である。行政改革タイプに基づき、スーパー改革プランというものを計画している。その人数を毎年、職員採用と退職の状況を見て、計画をしている。560、570 という数字は、正規職員の総数だが、それはある。その計画は、達成していく。

これはあくまでも、全職員の総数管理ではなく、正規職員の採用と計画である。正規職員は減らすが、部門によっては、正規職員は減らせても、臨時や嘱託でカバーしなければいけない部分がある。そのようなところで、基本的に正規職員は減らすが、本庁部門の主な業務については、ある程度スリムになってきている。今後の色々な事業に対応するためには、今の段階では必要な人数で、職員数が減っても、そこに入り肩代わりする再任用や嘱託職員は、大きくは減らない。443人がマックスで1万2000平米ですから、仮にそこが10人、20人ということで、詳細設計を、執務環境調査等、色々な調査を経た中で、職員数の見通しでどこまで落とせるのかということは、先程言ったように、今後の幅の中でできる限りコンパクトにしていく。マックスでも1万2000平米ということである。本当は1万4400平米と言いたいところだが、公共施設の管理計画の考え方で、施設を集約するときには、共通部分等があり、既に別の計画で、2割は落とせるとしているので、1万4000平米から1万2000平米に下げている。

それは四つあった案のうちの一つ、公共施設管理計画で見た1万2000平米である。それを裏付けるわけではないが、先程参考にした国土交通省もそうだが、新しい役場機能の記載の見方や、旧自治省の基準等を勘案して、1万2000平米までで、例えば1万平米までは、考えて、減らすことは可能ではないかとしている。

なので、443人がずっとこのままかと言えば、若干減るが、行政改革の中でも、正規職員については頭打ちの状態である。ただ、総数の890人という部分は、アウトソーシング等も考えられる。アウトソーシングができる部分は、本庁舎以外の部分ではかなり計画もある。ごみ、し尿の委託化や、道路作業員の委託等、給食センターも含めて、民間でアウトソーシングできる部分も色々あるが、本庁中のアウトソーシングできる部分は少ない。

例えば生活支援事業は職員の代わりに6人の外部委託事業で行っている。それは職員ではあるが、その方々の執務場所は当然別にカウントしなければいけないので、そのような部分も、先程（）書きで、生活支援センター等、一覧の中で表記を、本庁の部課の1階の部分にも示した。そこの人数はカウントしていない。職員だけで行っているけれども、内部で委託した業者で行っている支援センターも含まれている。その辺りは、443人でなければいけないという数字ではなく、当然おおよそであり、その中には、市の職員でない、委託する事業でひと部

屋とっている場所もある。

委員長 委員の資料については、私もよく見た。4 ページ、鳴門市の人口 100 人当たりの延床面積が 18.3、高知県香南市の人口 100 人当たりの延床面積が 2.7 になっているが、このような数字はあり得ない。これをもう一度計算し直すと、23 程度である。大和高田市のデータも、足し算すると、ここに書かれている数値にはならないので、私のほうでもう一度再計算をした。結局両方に有意な差はなかったため、鳴門市が出した数値が、際立って高い所だけ選んでおり、大和高田市が低い所だけを選んでいるというわけではない。有意な差異がないので、両方から算出された延べ床面積に関しては、それぞれの自治体の概念も入ってくると思う。

当然、鳴門市のほうも何度も、エッセンシャルミニマムということを行っているので、8000 から 1 万 2000 平米という数値そのものにこだわらず、また検討の段階でそれが 9000、9500 平米になることも、可能性としてはあるのだろうと素直に書かれている。特に委員の意見を無視したということではなく、指摘されたデータから考えても、鳴門市が出しているデータがそれ程ひどいと言われるようなものにはなっていないと、私はデータ解析を専門とする立場から、このように考えている。

ここについても、レンジがある部分なので、レンジの中で考えてもらうということで認めてもらいたいと思う。委員の意見の 1 と 2 に関しては既に反映している。1 についてはピロティ化等の検討をすることが書かれていたか。

委員 地盤のかさ上げ等、様々な工法に、と書かれている。

委員長 ではその辺りを盛り込むかどうかについては、いかがか。

委員 もう少し分かりやすく、このように書いてもいいと私は思う。

事務局 検討する。

委員長 2 についても、意見を取り入れられるように入れてもらうということでいいか。  
(委員からの異議なし)  
さらに何か意見があれば。

委員 今の部分の床面積だが、委員長がした計算が私は全く分からない。何が違うのか。

委員長 平均値の試算を比べたときに、統計学的に意味のある差がないかということ調べる。この結果では、比べても統計学的に有意な差はなかった。

委員 『統計的』が分からないのだが、根拠資料はあるか。

委員長 鳴門市が取り上げた自治体の平均が 7.02、大和高田市が取り上げた自治体の平均が 6.14 と書かれている。この 7.02 と 6.14 は、数値上は 1 違うように見えますが、統計学的に、この 1 の差は意味がないということである。同じ数値として扱える。自然科学の手法である。29.6 と 27.1 も、数値上は 2 違うように見えるが、統計学的に意味のある差ではないということである。

鳴門市が取り上げた自治体の平均、18.3 というのは計算が間違っており、これは 20 以上とさらに差が広がるが、それでもその数値の差に、統計学的な意味はなく、同じものとして扱うということである。

委員 根拠資料の中に、8000 平米というのが参考資料として付いていた。資料 2 の 33 ページ。これは、色々なものを含んでいないということか。

委員長 先程、33 ページは説明のあったとおりだが、もう一度簡単に説明をお願いします。

事務局 新営一般庁舎面積算定基準は国土交通省の算定基準である。これは国土交通省が日本全国に事務所を持っており、国土交通省が出先機関に対し、庁舎等をつくるときにはこの基準に基づいてつくるようにと指示している基準である。こうしたものについては、基礎自治体の庁舎に当てはめて検討する事例も確かにある。例えば阿南市もそのように取り扱っているが、市民課、税務課、福祉部門等、基礎自治体が持つべき市民窓口について、明確に足されていない。それと、基準がかなり前のものであるため、防災機能に関する面積算定がされていない。東日本大震災より前の基準なので、そういった部分は含まれていない。来庁者の目的が多岐にわたる市役所等の公共施設にはそぐわないという注釈もあるので、他の基準と並列で扱うべきかどうかは考える。実際に、数値として大きく離れている部分もある。なので、あくまで参考として扱う。

ただ、1 万から 1 万 2000 平米と書いているが、当該想定規模を踏まえつつ、意味合いとしては、想定規模に固執することなく、オフィス環境整備という部分で、オフィススタンダードをきちんと決めていく。必要なサイズを取った上で、文書量を減らし、面積を削れるところは削る。そういった積み上げをしつつ、よりコンパクトで機能的なものを造っていきたいと考え、このような整理をしている。

- 委員 コンパクトであれば、8000 から 1 万 2000 平米という表記でも別に構わないと思うが、駄目か。そのほうが基本設計をする人にも伝わると思う。1 万から 1 万 2000 平米というと、1 万以上のものを普通は考えてしまうと思う。
- 事務局 なので、8000 平米は対象にならないため消すということはしていない。参考として記載は残している。そうした上で、こうした可能性も確かにあるということも含めた上で、よりコンパクトなものを目指したいと考えている。
- 委員 8000 平米と言わず、9000 平米でもいいと私は思うが、いかがか。
- 事務局 その根拠はどう書くか。
- 委員 8000 平米を参考にするとなっているから。コンパクトということは必要だと思っている。何か根拠付けはできないか。
- 事務局 ここにも記載しているが、窓口業務、市民課、税務課、福祉部門等がここから除かれている。その部分を考えて足せば、多少は近づくが。
- 委員長 資料の 34 ページを先程読み上げてもらったが、『想定します』と書かれている。なお書きのところで、よりコンパクトかつ機能的なところで算定を図っていくとも書かれている。想定なので、当然、その内面には 1 万平米以下になるということも含まれていると考えることができると思う。
- 委員 この面積にとらわれず、コンパクトにするか。想定している面積にとらわれず、最大限コンパクトに、ではどうか。
- 事務局 内部で、とらわれずという議論もしたが、普通、国語学的にいうと、『とらわれず』と書いてしまうと、なぜ 1 万から 1 万 2000 平米という数値を示す必要があるのかということになるので、そこは『踏まえて』で十分ではないかという考えになった。
- 委員 それは、基本設計者にそこが伝わるかどうかというところだと思う。そこはきちんと伝えてほしいので、今発言をしているが、どうしても駄目か。
- 事務局 委員の中で議論してもらえればと思う。確かにあちらのときには、これは参考資料で付けている。しかし国の基準は、当然設計者は知っている。これに福祉部門

を足さなければいけない、足したものが9000平米になるのか1万平米になるのか、その辺りを想定して、そこまでのことを考えて、当然意思伝達も言説もする。そのようなこともあり得るかと言われたら、あり得ると答える。ただ、基本は、この計画の中の参考資料を一応提示はする。

委員 私は文言を変えてほしいということだけは言うておく。

事務局 絶対に1万平米という下限にこだわるわけではないが、我々が少なくとも標準的に集めた資料に基づけばこの幅だということで、例えばさらに検討委員会でそこに踏み込んで、今提案があったような部分までは頑張るべきではないかという意見、我々ではなく委員の中で議論がなされれば、そこは絶対に1万でなければ成り立たないというものではない。ある一定の下限の示し方である。

委員長 何を根拠にするかということが難しく、9000平米と書くのであれば、何が根拠で9000平米なのかということになると思う。1万から1万2000平米を、例えば9000平米からと書き換えることにしようか。『おおむね』『想定』も付いているから。このままで行くか。委員は8000平米からと書いているが、いかがか。特に意見がなければ、34ページの記載のとおりにするが、よろしいか。  
(委員からの異議なし)  
では34ページ記載のとおりとする。

委員 第1回会議でも言ったことについて、この基本計画を作成するに当たり、これの評価はどのように行われるか。それと、評価がどのようにこの後機能して、最終的にこの基本計画で検討されたものが実際の庁舎になり、それが運用されていくのかということ、第1回るときに、きちんと考えておきましょうということになっていた。  
前回、委員からも、今基本計画で行ったものは、この後どうなるのかという話があり、その回答が前回事務局から、その評価があるのではないかとこのころで、委員もそれで納得した。

事務局 評価の部分については、一つ、バランスコアシートでの評価を今、検討している。8回目で提示できればと思っている。基本計画で我々が目標としたものが、基本設計で、そして実際の工事でどうなっていくのかというものを、シートで見られるようなものの評価の仕方はできないのかという提案が委員からあり、私そのシートを今、作成している途中である。8回目で皆さんに議論していただき、意見をもらって運用できればと思っている。

委員 セキュリティーの部分で、防犯カメラ等は細かい話だが、どこかに文字で含まれているのか。中央管理室を設ける、防犯カメラをどこへ配置するか等、それらはここのどこかの文言に含まれているという解釈でいいか。

他に、20 ページの傍聴者や見学者の待合室も必要になると思うが、それもどこかに含まれているのか。

また、バリアフリーのところ、徳島県のバリアフリーの条例が入っていないのが気になる。徳島県の条例に基づいて、利用者の立場に立ったきめ細かな配慮をするということもうたってほしい。この辺りは、抜けなのかどうか分からないが、抜けているのか。

見れば見る程少しずつ、どこまで入れたらいいのか、そのラインが私も分からない。

委員長 事務局のほうも確認していただき、足せるものは足してもらおうということをお願いしていいか。

事務局 パブリックコメント後に一度会議を開く。また皆様のご都合を確認するので、日程調整をお願いします。

委員長 パブリックコメントをかける前に、この資料をもう一度配布してほしい。

事務局 はい。当パブリックコメントをかける前に、本日の意見、議会等の意見を踏まえ、修正は必ずメール等でお知らせする。

委員長 今出た意見が全て入るわけではないが、事務局でまとめて修正したことについては、各委員にメール等で知らせてほしい。そのままパブリックコメントにかける。

パブリックコメントにかける内容については、今回の修正意見があったということについて報告をするということによいか。

事務局 基本計画の案という形で、近く議会も始まる。現段階の素案を、議会で説明することになっている。議会も当然、市民の代表機関ですから、議会等の意見も踏まえ、趣旨は変えないが、軸の整理や追加資料、付属資料等も出てくる。そのようなものを整理して、パブリックコメントの前に、全書類の最終形を委員に渡す。そしてパブリックコメント期間を待ってもらおう。そのような形でワンクッション、理事者と市議会の議論が入り、そこで加筆修正になるかどうかは分からない

が、部分的に変わる部分があるかもしれないということをご了解願いたい。

事務局 それでは本日の検討委員会を終了する。

(了)